

## ⇩ 会社に土地を現物出資した場合

**Q** : この度、息子が会社を設立することになり、昭和30年に取得した土地（時価5,000万円、取得費300万円）を現物出資し、時価20万円となる株式を80株取得しました。この場合、私の課税関係はどうなりますか？

**A** : 法人に対する現物出資は資産の譲渡に該当し、所得税の課税対象となります。

### 【解説】

所得税法上の譲渡には、売買のほか借地権の設定行為、交換、収用、物納、法人への出資なども含まれます。したがって、ご質問のように息子さんの会社に土地を現物出資したような場合も資産の譲渡に該当し、貴方の譲渡所得として所得税の課税対象となります。

この場合の譲渡所得の計算上収入金額となる金額は、その対価である取得した株式の時価によるとされていますが、その価額が現物出資した土地の時価の2分の1未満であるときは、低額譲渡に該当するとして、現物出資した土地の時価が収入金額とみなされます。

ご質問の場合、取得した株式の時価1,600万円(20万円×80株)が、現物出資した土地の時価5,000万円の2分の1未満となりますから、収入金額は5,000万円となり、取得費300万円を差し引いた金額 4,700万円が譲渡所得の金額として所得税の課税対象となります。

なお、貴方が低額譲渡したことにより株価が上昇し、他の株主に利益を与えたこととなる場合は、その与えた利益に相当する額はその株主に対する贈与として、贈与税が課税されます。

